

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 住民基本台帳（第五条—第十五条の四）
- 第三章 戸籍の附票（第十六条—第二十一条の三）
- 第四章 届出（第二十二条の四—第三十条）
- 第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
- 第一節 住民票コード（第三十条の二—第三十条の五）
- 第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六—第三十条の八）
- 第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九—第三十条の二十三）
- 第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十四—第三十条の四十）
- 第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四十一—第三十条の四十四の十三）
- 第四章の四 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五—第三十条の五十一）
- 第五章 雜則（第三十二条—第四十二条の二）
- 第六章 罰則（第四十二条—第五十三条）
- 附則
- （目的）
- 第一条** この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。
(国及び都道府県の責務)
- 第二条** 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利や義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条の四において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）が全て一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理が全て住民基本台帳に基づいて行われるように、法規上その他必要な措置を講じなければならない。
(市町村長等の責務)
- 第三条** 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4** 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写しが、虚偽の届出その他の住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。
- 5** 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うよう努めなければならない。
- 6** 住民票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十二条の三第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。
(住民の住所に関する法令の規定の解釈)
- 第四条** 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

第二章 住民基本台帳
(住民基本台帳の備付け)

第五条

市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

第六条 (住民基本台帳の作成)

市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすことができる。

3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

2 市町村長は、調製する住民票にあつては、記録（以下同じ。）をする。

第七条 (住民票の記載事項)
住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|--------|--------------------------------------|---------|-------------|---|---|-------------------------|---|--|--|---|---|
| 一 氏名 | 二 出生の年月日 | 三 男女の別 | 四 世帯主について世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 | 五 戸籍の表示 | 六 住民となつた年月日 | 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日 | 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所 | 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨 | 十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十一 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十二 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十三 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十四 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、 |
|------|----------|--------|--------------------------------------|---------|-------------|---|---|-------------------------|---|--|--|---|---|

同項第二号に掲げる里親に限る。)をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの。

十二 米穀の配給を受ける者(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十二条第三項において同じ。)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの。

十三 住民票コード(番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「住民票の記載等」という。)は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該住民票の記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知は、総務省令(前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知)

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

(住民票の改製)

第十条の一 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてし
一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
二 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの(次項において「犯罪捜査等のための請求」という。)にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第五条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧するこ
とが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合には、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして

一 公益性が高いと認められるものの実施

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項(以下この条及び第五十条において「閲覧事項」という。)の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者(以下この条及び第五十条において「閲覧者」といいう。)の氏名及び住所

四 閲覧事項の管理の方法

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 個人である申出者は、前項第一号に掲げる利用の目的(以下この条及び第五十条において「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

6 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防

7 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用する目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

8 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようするための措置を講ずることを勧告することができる。

9 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、そ

の者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

10 市町村長は、前二項の規定にかかるわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めたときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようするための措置を講ずることを命ずることができる。

11 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

12 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第三号に掲げる活動に係るもの）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合は、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者（当該市町村の市町村長がその者が属していなかった世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除外された者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除されられた者を除く。）を含む。次条第一項において同じ。）は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 当該請求をする者の氏名及び住所
- 二 現に請求の任に当たつてゐる者の職名及び氏名
- 三 当該請求の対象とする者の氏名及び住所
- 四 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他の特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第十二条の二 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者（当該市町村の市町村長がその者が属していなかった世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除外された者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除されられた者を除く。）を含む。次条第一項において同じ。）は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるものほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に關するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができます。

3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に対し、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつてゐる者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 前項の場合において、現に請求の任に当たつてゐる者が、請求をする者の代理人であるときその他の請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

6 市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

7 第一項の規定による請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同條第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するもの

の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 現に請求の任に当たつてゐる者の職名及び氏名

三 当該請求の対象とする者の氏名及び住所

四 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他の特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第二項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に對し、国又は地方公共団体の機関の職員であることを示す書類を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつてゐる者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

5 第一項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の機関は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるものほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に關するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に対し、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつてゐる者が本人であることを明らかにしなければならない。

（自己の権利行使のための住民票の記載事項を確認する必要がある者）

一 自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

- 市町村長は、前二条及び前項の規定によるものほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。
- 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合につては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者の氏名及び住所
- 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所
- 四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的
- 五 第二項の申出の場合につては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。
- 前項の場合において、現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。
- 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求める方法により、第十九条の二（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）
- 市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、市町村に記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「市町村の市町村長」と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

- 市町村長（以下この条において「交付地市町村長」という。）は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。
- 第二項又は第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
- 第二十二条第二項（第二号を除く。）及び第六項の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「市町村長」とあるのは、「第十二条の四第二項に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。
- （住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）
- 第十二条の五** 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。
- 第十三条** 市町村の委員会（地方自治法第二百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。第二十条の三において同じ。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。
- （住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
- 第十四条** 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十条若しくは前二条の規定による通知若しくは通報若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたと記又は記載漏れがあることを知つたときは、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。
- 第十五条** 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に記録されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該住民票の記載等で選挙人名簿の登録に關係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることがないよう努めなければならない。
- 第十六条の二** 市町村長は、住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、その全部）を消除したり、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票（以下「除票」と総称する。）を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。
- 第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)

(附票の記載事項)
第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消除

した事由（転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（第二十四条の規定による

届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以

下同じ。)をする。

載をする
(除票の写し等の交付)

第十五回 市田木が假有する隠陽を賣してしまる者に、當市田木をもつて田林木を以てその
者に係る四項の市田木が(第十五回の二第二項の規定により)磁にデイシテ市田木をもつて田林木を以て
る市町村にあつては、当該田権に記録されてゐる事項を記載した書類。欠員及び第三項並びに
この第

四十六条第二号において同じ。) 又は除票に記載をした事項に関する証明書(次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という)の交付を請求することができる。

國又は地方公共団体の機關は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記

載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができ

3 る。
市町村長は、前二項の規定によるもののはか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げ

者からも、除票の写しで陥落基盤證明事項（第七条第一号から第二二号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項の他に陥落基盤を定める事項をいう。以下において同じ。）のみが表示され、これらは余裏記載事項正月書で余裏告書正月事項に置換するものと見做される。

かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二二
国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
二三
前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののはか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲

ける者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項説明書が必要である旨の申出があり、かつて該申出を相当と認めたときは、当該特定事務受任者に当該除票

出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第三号	氏名
	氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必

第十二条第五項	第一項	要な事項
第十二条第七項	同項	第十五条の四第一項 第十五条の四第一項

第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正（第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。）は、職権で行うものとする。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 前三項の規定による通知は、総務省令（前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(戸籍の附票の改製)

第十九条の一 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

(機構への戸籍の附票の記載事項の提供)

第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項（番号利用法第二十六条に

おいて準用する場合を含む。）の規定による通知（番号利用法第十九条第八号又は第九号に規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に提供するものとする。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（当該戸籍の附票から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。）を含む。次項において同じ。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録をされている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。）の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものとの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

1 自己の権利を使はず、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

2 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

4 三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

5 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十一条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五項	第十二条第一項	第一項	第二十条第一項
七項	第一項	第二十条第二項	第二十条第二項
二第四項	第一項	第二十条第一項	第二十条第一項
第十二条の二	同項	第二十条第一項	第二十条第一項
第五項	同項	第二十条第一項	第二十条第一項
第十二条の三	第一項	戸籍の附票の写し	戸籍の附票の写し
第十二条の四	第一項	第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第七条第一号及び第七号に掲げる事項
第十二条の五	第一項	同項	並びに第十七条の二第一項の規定により記載された
第十二条の六	第一項	第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる	第七条第一号に掲げる事項及び第十七
第十二条の七	第一項	同項	条の二第二項の規定により記載された
第十二条の八	第一項	戸籍の附票の写し	戸籍の附票の写し
第十二条の九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	第七条第一号から第六号までに掲げる
第十二条の十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	事項のほか同条第一号に掲げる事項及び
第十二条の十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	第十七条の二第一項の規定により記載さ
第十二条の十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	れた事項の全部又は一部が表示された第
第十二条の十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	二十条第一項に規定する戸籍の附票の写
第十二条の十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の二十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の二十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の二十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の二十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の二十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の二十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の二十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の二十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の二十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の二十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の三十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の三十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の三十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の三十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の三十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の三十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の三十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の三十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の三十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の三十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の四十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の四十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の四十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の四十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の四十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の四十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の四十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の四十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の四十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の四十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の五十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の五十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の五十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の五十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の五十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の五十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の五十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の五十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の五十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の五十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の六十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の六十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の六十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の六十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の六十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の六十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の六十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の六十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の六十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の六十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の七十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の七十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の七十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の七十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の七十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の七十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の七十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の七十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の七十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の七十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の八十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の八十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の八十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の八十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の八十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の八十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の八十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の八十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の八十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の八十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の九十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の九十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の九十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の九十三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の九十四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の九十五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の九十六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の九十七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の九十八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の九十九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百十	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百十一	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百十二	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百三	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百四	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百五	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百六	第一項	条の二第二項の規定により記載された	全部若しくは一部を記載した住民票記
第十二条の一百七	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	載事項証明書
第十二条の一百八	第一項	条の二第二項の規定により記載された	し
第十二条の一百九	第一項	第七条第一号に掲げる事項及び第十七	事項のほか基礎証明事項以外の事項の
第十二条の一百十	第一項	条の二第二項の規定により	

（戸籍の附票の脱漏等に関する都道府県知事の通報）

第二十条の二 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

（戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置）

2 を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（三藩の付票の余票等）
備えられた市町村長に対し、その旨を申し出ることができる。

第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票（以下「戸籍の附票の除票」と総称する。）を

2
十六条の附票の規定により磁気テープをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、茲次デイスクリーフをもつて周製りて「署の付裏の余票等とする」こと。

ができる。
（戸籍の附票の除票の記載事項）

録。以下同じ。)をする。
(戸籍の附票の除票の写しの交付)

村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2) 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第百七条第七号に掲げる事項の記載を旨旨に記入して提出する。

3
て、市町村長は、前二項の規定によるものほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第十七条第一号から第六号までに掲げる

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者　する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者
四 市町村長は、前三項の規定によるもののか、当該市町村が保存する戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が

前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

第一項に 第二十一条の三第三項に	第二十二条の三第三項に	第二十三条の三第三項に
(住民としての地位の変更に関する届出の原則)	(住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第四章の四に定める届出によつて行うものとする。)	(住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第四章の四に定める届出によつて行うものとする。)
第二十一条の四 住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第四章の四に定める届出によつて行うものとする。	第二十二条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。	第二十二条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。
一 氏名	二 住所	三 転入をした年月日
四 従前の住所	五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。	六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。）
六 転入をした年月日	七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項	七 同じ。）をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
三 二 住所	四 三 二 住所	五 三 二 住所
四 従前の住所	五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄（転出届）	五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者について世帯主の氏名及び世帯主との続柄（転出届）
六 転居をした年月日	七 第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。	七 第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。
三 二 住所	四 三 二 住所	四 三 二 住所
四 従前の住所	五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄（転出届）	五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄（転出届）
五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄（転出届）	六 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。	六 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。
六 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。	七 第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例	七 第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。
七 第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例	八 第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。	八 第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。
八 第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。	九 第二十五条 第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。	九 第二十五条 第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。
九 第二十五条 第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。	十 第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出をすることができる。（届出の方式等）	十 第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出をすることができる。（届出の方式等）
十 第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出をすることができる。（届出の方式等）	十一 第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。	十一 第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。
十一 第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。	十二 第二十八条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと付記するものとする。	十二 第二十八条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をする者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第二十八条の三 この章又は第四章の四の規定による届出をする者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受ける者に係る届出の特例)

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第一節 住民票コード

(住民票コードの指定)

第三十条の一 機構は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

二 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行つ場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにしなければならない。

(住民票コードの記載等)

第三十条の三 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載するものとする。

二 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいづれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に前条第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

三 市町村長は、前項の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に對し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

(住民票コードの記載の変更請求)

第三十条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

二 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求(以下この条において「変更請求」といふ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他総務省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があつた場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に從前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

(政令への委任)

第三十条の五 前三条に定めるもののほか、住民票コードの記載に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 本人確認情報の通知及び保存等

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されたこれらのこと項)並びに住民票の記載等に關する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報をあつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報をあつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

管をいう。以下同じ。)を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 機構は、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、都道府県知事又は機構から第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項、第三十条の十五の二第二項若しくは第三項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで、第三十条の十五の二第一項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報提供し、又は利用してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村若しくは都道府県又は機構の職員等の秘密保持義務)

本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長若しくは都道府県知事から本人確認情報若しくは第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者は、本人確認情報保護委員会の委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 機構の役員若しくは職員(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)第二十五条第一項に規定する本人確認情報保護委員会の委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報を電子計算機処理等に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

4 機構から第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

都道府県知事の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による本人確認情報等の安全確保)

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項若しくは第三項の規定により本人確認情報の提供を受けた市

町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けたデジタル庁(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード(以下「受領した本人確認情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たつては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

(第三十条の二十九) 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報等(本人確認情報又は住民票コードをいう。)次条第二項及び第三項において同じ。)の提供を求めることができる。こととされているもの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報等を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報等の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第一項若しくは第三項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の九、第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくはこれらの職にあつた者、準法定事務処理者の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又はデジタル庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領した本人確認情報等に係る住民に関する記録の保護)

(第三十条の三十一) 受領者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う受領した本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(第三十条の三十二) 何人も、都道府県知事又は機構に対し、第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下「請求」という。)があつたときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第一項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(開示の期限)

第三十条の三十三 前条第二項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。

第三十条の三十四 第三十条の三十二第一項の規定により機構に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

第三十条の三十五 都道府県知事又は機構は、第三十条の三十二第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出した者に対し、書面で通知するものとする。

第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定(第三章及び次章を除く。)により都道府県が処理する事務又は本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の三十八 都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるとときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該

第三十条の四十二 都道府県の審議会は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の四十四 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該

第三十条の四十五 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の四十六 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の四十七 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の四十八 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の四十九 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の五十 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の五十一 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の五十二 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の五十三 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の五十四 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第三十条の五十五 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第三十条の五十六 都道府県知事は、前項の規定による通知に係る附票本人確認情報の開示(報告及び検査)

第三十条の五十七 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるとときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十条の五十八 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三十条の五十九 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の六十 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十一 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十二 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十四 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十五 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十六 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十七 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十八 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の七十九 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十一 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十二 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十四 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十五 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十六 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十七 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十八 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の八十九 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の九十 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の九十一 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の九十二 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の九十三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の九十四 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の九十五 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の九十六 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

。

- 3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
- 4 機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。
 （附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報）
- 第三十条の四十三** 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。
 （国の機関等への附票本人確認情報の提供）
- 第三十条の四十四** 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。
 （デジタル庁への住民票コードの提供）
- 第三十条の四十四の二** 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十一条第二項又は第二十二条の二第一項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。
 （附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）
- 第三十条の四十四の三** 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「附票通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。
 一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
 二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
 三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。
 四 別表第五に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を處理する場合に限る。）
 五 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を處理する場合に限る。）
 六 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を處理する場合に限る。）
- 第三十条の四十四の四** 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報を送信することによって行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
 （附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供）
- 第三十条の四十四の四** 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報を送信することによって行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
 （附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
 二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

- 3 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十一第二項の規定による事務の処理に關し求めがあつたとき。
- 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
 （附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）
- 第三十条の四十四の五** 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。
 一 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
 二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
 三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
 （附票本人確認情報の利用）
- 第三十条の四十四の六** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を處理する場合に限る。）
 二 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を處理する場合に限る。）
 三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を處理する場合に限る。）
- 第三十条の四十四の七** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。
 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
- 3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十条の十五の二第二項若しくは第三項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
 二 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合に限る。）を利用することができます。

- 4 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。
- 5 機構は、機構保存附票本人確認情報を、第三十条の七第四項又は第三十条の二十二第三項の規定による事務に利用することができる。
- 6 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十二まで又は第三十条の十五の二第一項の規定による事務（これらの規定により、第三十条の四十四、前十三条又は次条第一項の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合に限る。）に利用することができる。
- 7 機構は、機構保存附票本人確認情報を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。
- 8 機構は、機構保存附票本人確認情報を、番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものの処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）
- 2 都道府県知事は、第三十条の十五の二第二項に規定する総務省令で定める準法定事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）は、都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる。
- 3 都道府県知事は、第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定める者から同項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。
- （報告書の公表）
- 第三十条の四十四の八 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四、第三十条の四十四の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の四十四の十二において同じ。）への機構保存附票本人確認情報の提供に係る部分に限る。）の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めることにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。（本人確認情報処理事務に関する規定の準用）
- （都道府県知事に対する技術的な助言等）
- 第三十条の四十四の九 第三十条の十七から第三十条の二十までの規定は、この章の規定により機構が処理することとされている事務について準用する。
- （市町村間の連絡調整等）
- 第三十条の四十四の一 都道府県知事は、第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。
- 3 機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

（附票本人確認情報の提供に関する手数料）

第三十条の四十四の十二 機構は、第三十条の四十四、第三十条の四十四の二又は第三十条の四四の七第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第三十条の四十四の十三 前章第四節（第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。）の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の二十一	第三十条の六第一項
第三十条の二十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十一	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の三十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十一	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の四十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十一	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の五十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十一	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の六十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十一	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の七十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十一	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の八十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十一	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十二	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十三	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十四	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十五	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十六	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十七	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十八	第三十条の四十二第一項
第三十条の九十九	第三十条の四十二第一項
第三十条の一百	第三十条の四十二第一項

という。) に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)

二 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている

一時庇護請求者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この法律第六十一条の二の四で同じ。）又は仮滞在許可者（以下この法律第六十一条の二の四で同じ。）の許可を受けた者をいう。（以下二の表において同じ。）

一時庇護許可者又は係滞在許可者である旨

出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者）のうち入管法第二十二条の二第一項に該当する者は、日本国籍喪失による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

は説かれている仮滞在出生による経過滞在者による経過滞在者である旨

の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。) 又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失つた者のうち同項の規定に

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)
第三十三条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者(出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者)は、
この規定による登録を受けることとする。

する経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者等一レハ、が國外から~~云入を~~

第二十二条の規定にかかるわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければ

四日以内に、同条第一項第一号、第二号及
籍等、外国人住民となつた年月日並びに同
掲げる事項を市町村長に届け出なければ

の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書(一時庇護許可書)につき、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書を提示し

ド、特別永住者証明書又は仮滞在許可書項に規定する一時庇護許可書)を提示し

(住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出)
第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者(第三十一条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。)三十条の四十七

の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。)等となつた場合は、当該中長期在留者等

第三十一条の区域に在住するものに就いては、当該中長期在留者等となつた場合は、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二

の四十五の表の上欄に掲げる者を除く)等となつた場合には、当該中長期在留者等以内に、第二十二条第一項第一号、第二号

同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

半用する。 傷病に掲げる事項を市町村長に届け出なければ

第三十一条の四十八 第二十二条の第一項、第二十三条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との続柄に変更がなされた場合は、**第三十四条の二**の第一項の規定による。

一十五条及び前二条の場合を除くほか、世民であるものに限る。)との統柄に変更が

あつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、その氏名・世帯主との続柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただ

世帯主との続柄を証する文書を添えて、
市町村長に届け出なければならない。ただ

(この限りでなし
し政令で定める場合におけるては、この限りでなし
に國人住民の世帯主との間の文書の提出)
第三十三条の四十九 世帯主でない外國人住民であつてその世帯主が外國人住民であるものは、第一

世帯主が外国人住民であるものは、
第一

十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしなければならない。こゝまで述べたとおりであるが、二つ限りの規定。

四十六又は第三十条の四十七の規定による
にて、これらの規定に規定する届出をしな
よ、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)
第三十一条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執

(国在留管理庁長官からの通知)
人管特例法に定める事務を管理し、又は執
り行つ第三号までに掲げる事項、国籍等

は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町長に通知しなければならない。
 (外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一

外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(第十五条の四第五項)

、第五号及び第八号

の二から第十四号ま

で

五項において準用する場合を含む。)

第十二条の二第一項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十二条の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十五条の四第五項	第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十二条の三第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七条第十号から第十二号まで及び第十四号
第十二条の四第一項	第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項
第十二条の四第四項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十五条の四第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十五条の四第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

第三十条の五十二

外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(第十五条の四第五項)

、第八号の二及び第十号から第十四号までに掲げる

事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同

条の表の下欄

する場合を含む。)

第三十条の五十三

外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(第十五条の四第五項)

、第五号及び第八号

の二から第十四号ま

で

五項において準用する場合を含む。)

(関係市町村長の意見が異なる場合の措置)
第三十三条 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がとのわないときは、都道府県知事(関係市町村が二以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から六十日以内に決定をしなければならない。

3 前項の決定は、文書をもつてし、その理由を附して関係市町村長に通知しなければならない。

4 関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

(調査)

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第三十五条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関する記録の保護

第三十六条 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に関する事務をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の一 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たつては、住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(苦情処理)

第三十六条の三 市町村長は、この法律の規定により市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(資料の提供)

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関する資料の提供を求めることができる。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事又は機構に対し、それぞれ都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報に関する資料の提供を求めることができる。

(指定都市の特例)

（国又は都道府県の指導等）	第三十一条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村長に対し、前項の事務に關し必要があると認めるときは、報告を求める、又は助言若しくは勧告をすることができる。
3	主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしてようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事務に關する事項については内閣総理大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。
4	都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は主務大臣又は都道府県知事に対し、第一項の規定による助言又は勧告を求めることができる。
	（行政手続法の適用除外）
第三十二条	この法律の規定により市町村長がする処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定については、政令で特別の定めをることができる。

(適用除外)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者うち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

(主務大臣)

第四十条 この法律において、主務大臣は、総務大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に関する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に関する事項については、総務大臣及び法務大臣とする。

(政令への委任)

第四十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務への委任)

第四十二条 第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(第六章 罰則)

第四十三条 第三十条の二十六又は第三十条の三十（これらの規定を第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者

二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したもの

ハ 住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者

ロ 市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う住民基本台帳又は戸

籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者

ハ 第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府

県の職員又は職員であつた者

二 都道府県知事の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の六第

一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に

係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事してい

た者

本 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役

員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事

務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者（チにおいて「附票情報受領者」という。）の職員又は職員であつた者

チ 受領者又は附票情報受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受

領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十五条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条第一号、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十九条 第三十四条第三項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十二条（第三十条の三十第二項（第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項の下欄に掲げる事務の処理に関する事務に従事する外務省が提供を受けた本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第四十三条（第二号ト（当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十一条 偽りその他不正の手段により第十二条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十五条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

第五十二条 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出に係る虚偽の届出（第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。）をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処す。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第五十三条 前三条の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

附 則 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十二条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八条第一項の改正部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)

第二条 住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）及び住民登録法施行法（昭和二十七年法律第一百六号）は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 旧住民登録法の規定による戸籍の附票は、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。

(介護保険の被保険者に関する特例)

第七条 当分の間、第七条第十号の三の規定の適用については、同号中「〔介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条」とあるのは、「〔介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条及び介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十二条第一項」と、「同条第二号」とあるのは、「〔介護保険法第九条第二号」とする。

附 則 （昭和四四年五月一六日法律第三〇号）抄

(施行期日) この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) この法律は、昭和四六年五月二七日法律第七三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年六月一一日法律第八一號）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法第三条第一項の規定に違反する行為でこの法律の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 （昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄

(施行期日) この法律は、昭和六一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二五日法律第七六号）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

(施行期日) この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第六七号）抄

(施行期日) この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成六年一二月一四日法律第一一三号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成九年一二月一七日法律第一一四号）抄

(施行期日) この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一〇年五月六日法律第四七号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二百条の規定並びに附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法（昭和三十四年法律第四十一号）の項の改正規定、第一百七十二条、第二百五条、第二百六条及び第二百十五条の規定

（平成十四年四月一日

附 則 （平成一一年八月一八日法律第一三三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十六条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（平成十四年法律第百五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月六日法律第一三八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定 平成十七年十二月一日

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間においては、同条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十の項中「司法試験の実施」とあるのは、「司法試験の実施又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験の実施」とする。

附 則 （平成一四年一二月一三日法律第一五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

第四条 第十五条の規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五から八まで 略

第五条 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

第十一条 附則第十二条の規定 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一四年一二月一三日法律第一五三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一三日法律第一七〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月二〇日法律第一九二号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十八条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一五年六月一一日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

附 則 （平成一五年六月一八日法律第九六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

附 則 （平成一五年七月四日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

附 則 （平成一五年七月二十四日法律第一二五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 この法律の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の規定の適用については、同表の二十四の項中「第九条の登録」とあるのは、「第九条第一項の許可」と、「第十三条第四項」とあるのは、「第十三条」と、「同法第四十六条第三項」とあるのは、「又は同法第四十五条第三項」と、「第七十二条第二項」とあるのは、「第五十四条第二項」と、「同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第二十二条第五項の届出に関する」とあるのは、「に関する」とする。

附 則 （平成一六年五月一二日法律第四三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年五月一九日法律第四七号）抄

(施行期日)

<p>三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>附 則 (平成一八年一二月二二日法律第二八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月三一日法律第三〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から二まで 略</p> <p>三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十一条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条及び第一百条まで、第一百十三条、第一百五十五条から第一百十八条まで、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 (日本年金機構法の施行の日 (住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置))</p> <p>第八十三条 附則第六条第一項の規定により政府が暫定雇用福祉事業を行う間においては、附則第八十条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十項中「又は同法第六十三条の能力開発事業」とあるのは、「若しくは同法第六十三条の能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)による同法附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百四十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第一百四十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一九年五月一八日法律第五一号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えた日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から二まで 略</p> <p>三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条(附則第八条の準用に係る部分に限る。)、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び三十六条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。)の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 (住民基本台帳法の一部改正等)</p> <p>第三十五条 第三号施行日が建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第一の百二十一の項」とあるのは、「別表第一の百二十一の項」とする。</p> <p>附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三条)、附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)、附則第二十三条第一項、第六十七条规定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日</p> <p>第七十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為となる。</p>
--	---

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第二十八条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する罰則(罰則に関する経過措置)におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十九条 附則第六条に定める改正規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対し報告、届出提出その他の行為とみなす。</p> <p>3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについての規定を適用する。</p> <p>4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定期定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとする。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五十四条 この法律の規定による場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一九年七月六日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年六月一三日法律第六五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

(政令への委任)
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一及び二 略

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及び第二項、第八条（第一項及び第七項を除く。）、第十四条、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第二十六条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の改正規定並びに附則第八十五条第一項の届出、同法の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同

第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第八十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、「を加える部分に限る。」並びに附則第四十二条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二一年七月一五日法律第七七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十一条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの改正規定、第四章の二に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第一項の改正規定（第二十四条の二第一項若しくは第二項又は）を削る部分に限る。）を除く。）並びに別表第一の四十条の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定（行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十号）別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項の改正規定（及び第三十条の三第一項）を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第二十二条の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

二 附則第三条及び第二十三条の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいざれか遅い日（適用区分等）

第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住基カード」という。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住基カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお從前の例による。

二 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十二条第一項に規定する転入をした場合について適用する。

3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等になった場合について適用する。（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この条において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等（新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されていること。

二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

一 法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票（以下この条において同じ。）に登録され、当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

二 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を作成することができる。

仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。

三 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に關し求めがあつたときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報提供するものとする。

四 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に對し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

五 市町村長は、前各項に定めるものほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他仮住民票に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

第二条 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

第三条 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかるはず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもつて、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者（第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。）は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十条の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四章の三の規定による届出とみなして、新法第八条、第二十条六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第二十九条の一までの規定を適用する。

第六条 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十条の四十五の規定にかかるわらず、外国人住民となつた年月日（同条に規定する外国人住民となつた年月日をいう。）に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、住民基本台帳法第四章の四及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

第九条 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二条の四、二十四条の二、第四章の二及び第三十条の四十五（新法第七条第十三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（過料）

第十条 附則第五条第一項の規定による届出に關し虚偽の届出（同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条から第二十九条の二までの規定による付記を含む。）をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

（過料に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

は、政令で定める。

第二十三条 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようするとの観点から必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年一二月四日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年三月三一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

る。

附 則（平成二二年五月一九日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条の規定、附則第十条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の改正規定（又は同法第百五十六条の二十八第三項の届出）を、「同法第百五十六条の二十八第三項の届出、同法第百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第百五十六条の七十七第一項の届出」に改める部分に限る。）及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二及び三 略

四 第二条の規定、附則第十条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の改正規定（又は同法第百五十六条の二十八第三項の届出）を、「同法第百五十六条の二十八第三項の届出、同法第百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第百五十六条の七十七第一項の届出」に改める部分に限る。）及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二二年五月一九日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。

附 則（平成二二年四月二七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二二年五月一〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の

七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。
 (住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「第四条第一項の認定」とあるのは「附則第三条第一項の相当認定」とする。

(政令への委任)
第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。附則(平成二十三年五月二七日法律第五六号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。
 (施行期日)

附則(平成二十三年六月二二日法律第七〇号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(政令への委任)
第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

附則(平成二十三年六月二二日法律第七二号)抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定)公布の日

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関するもの)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則(平成二十三年六月二四日法律第七四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (施行期日)

附則(平成二十三年七月二二日法律第八四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の行為又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二十三年七月二二日法律第八五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (施行期日)

附則(平成二十三年八月一〇日法律第九三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (施行期日)

附則(平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年一月一六日法律第一二六号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二四年三月三一日法律第一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二十七条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 から四まで 略

五百 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいづれか遅い日

附 則 (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一二日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二四年一月二六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一一号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日

附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る)及び第五十条の規定 公布の日

年法律第一百五十三号)の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任) 第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月二十五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(施行期日)

第一条 この法律のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五项、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第二项の二第二项、第五项、第三十二条第四项、第四十二条の二、第四十二条の三第二项、第五十三条、第五十四条、第五十四条の二、第五十四条の三第二项、第五十八条第一项、第六十八条第五项、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二项、第六十九条の三十九第二项、第七十八条の二、第七十八条の十四第一项、第一百五十五条の二十二第一项及び第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条第三项及び第一百二十四条第三项の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十一一条の見出し及び同条第一项、第一百四十八条第二项、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第一百一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第一百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百一百二十二条第一项、第二百三十三条及び第二百五十五条並びに附則第九条第一项ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第七条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三条及び第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二项の改正規定並びに附則第五条、第八条第二项及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二项の改正規定並びに附則第五条、第八条第二项及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一项、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)「第二条第五项第二号の改正規定(同条第十四项)」を「同条第十二项第一项」に、「同条第十八项」を「同条第十六项」に改める部分に限る)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(調整規定)

第二十六条 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条(住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定に限り)の規定は、適用しない。

安全機構」とする。
2 前項の場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十九条のうち住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」とあるのは、「独立行政法人労働者健康

附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二二日法律第二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定及び同条の次に四条を

加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定及び第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十

六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日
二 第二条、第五十五条(前号に掲げる改正規定を除く)、第七条(前号に掲げる改正規定を除く)、第九条、第十二条(前号に掲げる改正規定を除く)及び第十四条の規定並びに附則第十六

条、第十七条、第十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 第三十三条から第四十四条まで、第四十六条、第四十七条から第五十二条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八

年四月一日
(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年六月三日法律第三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 附則第一条から第八条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な

経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成二七年七月一五日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定

公布の日

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定

番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

第四条 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定

番号利用法附則第一条に掲げる規定の施行の日

第五条 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則

(平成二七年九月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則

(平成二八年三月三日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二八年二月三日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則

(平成二八年三月三日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二八年五月一五日法律第五六号) 抄

げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十五条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附 則

(平成二八年六月三日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二八年六月三日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二及び別表第四の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十九年三月三一日法律第九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年四月一四日法律第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定並びに附則第十三条から第十七条まで及び第二十五条の規定 公布の日又は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日

附 則 （平成二九年五月二十四日法律第三六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第四条 この法律の施行の日が個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第五号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第一条のうち地方公共団体情報システム機関法第四章中第二十六条の次に一条を加える改正規定中「第四十一条の三第一項」とあるのは、「第三十八条の三第一項」とする。

3 第一項の場合において、第三条のうち住民基本台帳法第三十条の十五第四項の改正規定中「第四十一条の二第一項」とあるのは、「第三十八条の二第一項」とする。

4 前三項の場合において、前条の規定は、適用しない。

附 則 （平成二九年五月二十四日法律第三七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月二日法律第四九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 附則第一条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月二日法律第五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 附則第一条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月二日法律第五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二及び別表第四の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各号に定める日から施行する。

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）

第八条 施行日が通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）次項において「通訳案内士法等改正法」という。の施行の日前である場合には、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項として」とする。

2 前項の場合において、通訳案内士法等改正法附則第八条のうち、住民基本台帳法別表第三の二十一の二の項の改正規定中「同表の二十一の二の項」とあるのは、「同表の二十一の三の項」と、二十一の一「都道府県知事」とあるのは、「二十一の三「都道府県知事」と、同表の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る改正規定中「別表第三の二十一の三の項」とあるのは、「別表第三の二十一の四の項」とする。

附 則 （平成三十一年六月八日法律第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（支給機関）を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の四の

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各号に定める日から施行する。

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）

第八条 施行日が通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）次項において「通訳案内士法等改正法」という。の施行の日前である場合には、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項として」とする。

2 前項の場合において、通訳案内士法等改正法附則第八条のうち、住民基本台帳法別表第三の二十一の二の項の改正規定中「同表の二十一の二の項」とあるのは、「同表の二十一の三の項」と、二十一の一「都道府県知事」とあるのは、「二十一の三「都道府県知事」と、同表の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る改正規定中「別表第三の二十一の三の項」とあるのは、「別表第三の二十一の四の項」とする。

附 則 （平成三十一年六月八日法律第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（支給機関）を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の四の四の四の

十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いざれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条（政令への委任）この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）及び第二十四条の規定 公布の日

（附則）（平成三〇年六月一五日法律第五二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）この法律の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

（第二十九条）この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）（平成三〇年一一月一四日法律第九三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（附則）（平成三〇年一一月一四日法律第九三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年一一月一四日法律第九三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年四月一日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三〇年一一月一四日法律第九三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年三月二九日法律第三号）抄

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年三月二九日法律第三号）抄

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年三月二九日法律第三号）抄

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、平成三十一年三月二九日法律第三号）抄

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三一年三月二九日法律第三号）抄

及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十二条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、第二項、第五项から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一条）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日 三から六まで 略

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定 平成三十三年一月一日

八 略

九 第二条中住民基本台帳法第十七条の改正規定（同条に三号を加える部分（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に限る。）同法第二十条第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三条を加える改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）並びに附則第四条第四項及び第八項の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十）の下に、「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（「第三十条の十」の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（第三十条の十一の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（第三十条の十五）の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

5 新住民基本台帳法第二十二条の規定は、第二号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

6 市町村長がその戸籍の附票の除票（新住民基本台帳法第二十二条第一項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。）に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第二十二条の三の規定は、適用しないものとする。

7 第二号施行日から第九号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十二条第二項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条に掲げる事項の記載を省略したもの」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは「戸籍の附

一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（住民基本台帳法の一部改正に伴う準備行為）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日（次条において「第九号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法（次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。）第十七条（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

2

市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（次条及び附則第五条において「第十号施行日」という。）前においても、新住民基本台帳法第十七条（第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。）及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 新住民基本台帳法第十五条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前に市町村長が消除した住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票であつて、同号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

2

市町村長がその除票（新住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えている除票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第十五条の四の規定は、適用しない。

3

市町村長は、第十号施行日ににおいて現に当該市町村（特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えている除票についても新住民基本台帳に記録されたことがない者に係るものについては、新住民基本台帳法第十七条の規定にかかるわらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七条第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

4 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

5

新住民基本台帳法第二十二条の規定は、第二号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

6

市町村長がその戸籍の附票の除票（新住民基本台帳法第二十二条第一項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。）に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えている戸籍の附票の除票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第二十二条の三の規定は、適用しない。

7 第二号施行日から第九号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十二条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは「戸籍の附

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一一条第二項の改正規定、同法第四项の改正規定（第三十九条）を「第一条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和四年四月一〇日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和四年四月一七日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則）（令和四年五月一〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一〇日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日

（施行期日） 第一条	
附則	（令和四年六月一五日法律第六五号）抄
（施行期日）	（令和四年六月一五日法律第六六号）抄
附則	（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）	（令和四年六月一七日法律第六九号）抄
第一條	この法律は、令和六年四月一日から施行する。
（施行期日）	この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定	公布の日
附則	（令和四年六月一七日法律第七〇号）抄
（施行期日）	（この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）
第一条	（この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

(施行期日) (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、二ども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

第二条 (処分等に関する経過措置)
この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に對して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に對してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(施行期日) 附則（令和四年一二月九日法律第九六号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第六条及び第七条の規定並びに第十三条中新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年一二月一六日法律第一〇四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第一項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 略

三 第三条中住民基本台帳法第七条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二十条第五項の改正規定、同法第二十一条の三第五項の改正規定、同法第三十条の四十一第一項の改正規定、同法第三十条の四十五の改正規定、同法第三十条の五十の改正規定及び同法第三十条の五十一の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条、第六条から第十四条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任) 第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに附則第七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日（政令への委任）

(施行期日) 附 則（令和五年一二月二九日法律第七九号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一项及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の三第二項、第六十五条の二第一項、第八十一条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の六十六第一項、第九十二条の三第三項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第二項、第一百七条第一項及び第一百七十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第二項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十二条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第五十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十二条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一、第四十八条の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条

から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十二条の二第一項、第二十二条の三及び第二十四条第二項の改正規定 同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の人を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項 第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五项、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年四月一四日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年四月一四日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定(「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。)並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項及び別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日

(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第八条において「第一号施行日」という。)が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四」とあるのは、「別表第一の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五号の五」とする。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和六年五月一七日法律第二六号) 抄

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る。)、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改

正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第六十六条第六項」を「第六十六条第五项」に改める部分を除く。)、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定(「(育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。)」を削る部分に限る。)、同法附則第十条の二及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十二条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、二十四条第一項、第二十五条第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

二 及び三 略

四 第二条中雇用保険法第六条第一号、第十四条第一項及び第三項、第十六条第一項、第十七条第四項第一号、第十八条第四項並びに第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第三十七条の五第一項第二号及び第三号、第三十八条第一項第二号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十二条の二第三項及び第五项の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第五条第二項、第七条から第十六条まで、第十七条第二項及び第十八条から第二十三条までの規定 令和十年十月一日

(政令への委任) 第三十四条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三二号) 抄

(施行期日) 附 則 (令和六年五月二二日法律第三二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第二条第八項第十号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十三条第一項を加える改正規定、同法第二百一条第一号の改正規定並びに同法第二百五条の二の三第一号の改正規定(「第三十二条第一項若しくは第三項」を「第三十二条第一項、第三项若しくは第七项」に改める部分に限る。)並びに附則第十七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二四日法律第三三号) 抄

(施行期日) 附 則 (令和六年五月二四日法律第三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）

提供を受ける国 の機関又は法人	一 被災者生活 再建支援法(平 成十年法律第六 十六号)第六条 第一項に規定す る支援法人	一の二 金融庁 又は財務省	一の三 金融庁 又は財務省	一の四 金融庁 又は財務省	一の五 金融庁 若しくは財務省 又は厚生労働省	一の六 金融庁 又は財務省	一の七 金融庁 若しくは財務省 又は農林水産省
被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)による同法第五十二条の三十六第一項の許可若しくは同法第五十二条の三十九第一項の届出、同法第五十二条の六十の三の登録若しくは同法第五十二条の六十の七第二項の届出又は同法第五十二条の六十一の一の登録若しくは同法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)による同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	銀行法(昭和五十九年法律第八十七条)において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の許可又は同法第七十条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)による同法第八十五条の二第二項の許可若しくは同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一条の届出、信用金庫法第八十五条の三第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は信用金庫法第八十五条の四第一項の登録若しくは同法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)による同法第八十九条の三第三項の許可若しくは同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一条の届出又は労働金庫法第八十九条の五第一項の登録若しくは同法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)による同法第六条の三第一項の許可若しくは同法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録若しくは同法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)による同法第九十二条の二第一項の許可若しくは同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出又は農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八の二 行政書士会連合会	日本行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二条）第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給、同法第一百十二条第一項若しくは同法第二項の第一項の福祉事業の実施若しくは同法附則第十一条の二第二項の一時金の支給、地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十一 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	十三年法律第五十六条）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
二十二 地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十三 地方公務員災害補償基金	二十三年法律第五十七条）附則第二十二条第一項第三号に規定する存続共済会
二十四 総務省	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十五 総務省	二十三年法律第八十六条）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七条第一項の認定又は同法第二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十一条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七条第一項の認定又は同法第二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十七 消防法	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八 消防法	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十九 消防団員等公務災害補償等共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）第二条第七号に規定する指定法人	二十九 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）第二条第七号に規定する指定法人
三十 法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第一百四十号）による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十一 法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第一百四十号）による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十二 法務省	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十三 法務省	不動産登記法（平成十六年法律第一百二十三号）による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十九条第一項の調査、不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記、同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第一百三十三条第一項の申請又は同法第一百三十三条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十条第一項若しくは同法第四十四条第一項の通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十四 法務省	道路交通事故抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十五 法務省	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号、鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）、漁業財团抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）において準用する場合を含む。）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十六	法務省	建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又是第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）による同法第三条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（平成三十一年法律第四十九号）による同法第四十四条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又是第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）による同法第二十二条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付、同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第十九条の二十三第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二十七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十年法律第八十九号）による同法第八条第一項若しくは第十二条第一項の技能実習計画の認定又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十一年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十六条若しくは第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第二十三条第一項若しくは同法第十六条若しくは第十七条第一項の更新に関する事務であつて総務省令で定めるもの	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律による同法第十一項の日本国返還援助、同法第十六条第一項の日本国面会交流援助又は同法第二十二条第一項の外国面会交流援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準	四十一の三 国	税 庁
三十七	法務省	観光施設財団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又是第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）による同法第三条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（平成三十一年法律第四十九号）による同法第四十四条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又是第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）による同法第二十二条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第十九条の二十三第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二十七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十年法律第八十九号）による同法第八条第一項若しくは第十二条第一項の技能実習計画の認定又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十六条若しくは第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律による同法第十一項の日本国返還援助、同法第十六条第一項の日本国面会交流援助又は同法第二十二条第一項の外国面会交流援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準	四十一の二 外 務省	四十一 外 務省	
三十八	法務省	三十八の二 法務省	三十八の三 法務省	三十九 法務省	四十 法務省	四十の二 出入 国在留管理庁	四十の三 出入 国在留管理庁	四十の四 出入 国在留管理庁	四十の二 出入 国在留管理庁	四十の三 出入 国在留管理庁	四十の四 出入 国在留管理庁	四十の五 法務省 厚生労働省 又は外国人技能実習機構	四十一の二 外 務省	四十一 外 務省				

五十七の八 厚生労働省又は歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第八条の二第一項に規定する指定登録機関	五十七の九 厚生労働省又は歯科衛生士法第十一条に規定する指定登録機関	五十七の十 厚生労働省	五十七の十一 厚生労働省又は歯科技工士法(昭和三十年法律第一百六十八号)第九条の二第一項に規定する指定登録機関	五十七の十二 厚生労働省又は歯科技工士法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関	五十七の十三 厚生労働省	五十七の十四 厚生労働省	五十七の十五 厚生労働省	五十七の十六 厚生労働省	五十七の十七 厚生労働省又は臨床工学校士法第十七条第一項に規定する指定登録機関	五十七の十八 厚生労働省	五十七の十九 厚生労働省又は義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関	五十七の二十 厚生労働省又は救急救命士法(平成三年法律第三十六条)第十二条第一項に規定する指定登録機関	五十七の二十一 厚生労働省又は救急救命士法第三十七条第一項に規定する指定試験機関	五十七の二十二 厚生労働省又は言語聴覚士法(平成九年法律第一百三十二号)第十二条第一項に規定する指定登録機関	五十七の二十三 厚生労働省又は言語聴覚士法第三十六条第一項に規定する指定試験機関
眼科衛生士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	歯科衛生士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による同法第三条の診療放射線技師の免許又は同法第十七条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	歯科技工士法による同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による同法第三条の臨床検査技師の免許若しくは同法第十一条の試験の実施又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第一百三十七号)による同法第三条の理学療法士若しくは作業療法士の免許又は同法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)による同法第三条の視能訓練士の免許又は同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	臨床工学校士法(昭和六十二年法律第六十号)による同法第三条の臨床工学校士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	臨床工学校士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)による同法第三条の義肢装具士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	義肢装具士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	救急救命士法による同法第三十条の救急救命士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	救急救命士法による同法第三十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	言語聴覚士法による同法第三条の言語聴覚士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	言語聴覚士法による同法第二十九条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の八 厚生労働省又は歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第八条の二第一項に規定する指定登録機関	五十七の九 厚生労働省又は歯科衛生士法第十一条に規定する指定登録機関	五十七の十 厚生労働省	五十七の十一 厚生労働省又は歯科技工士法(昭和三十年法律第一百六十八号)第九条の二第一項に規定する指定登録機関	五十七の十二 厚生労働省又は歯科技工士法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関	五十七の十三 厚生労働省	五十七の十四 厚生労働省	五十七の十五 厚生労働省	五十七の十六 厚生労働省	五十七の十七 厚生労働省又は臨床工学校士法第十七条第一項に規定する指定登録機関	五十七の十八 厚生労働省	五十七の十九 厚生労働省又は義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関	五十七の二十 厚生労働省又は救急救命士法(平成三年法律第三十六条)第十二条第一項に規定する指定登録機関	五十七の二十一 厚生労働省又は救急救命士法第三十七条第一項に規定する指定試験機関	五十七の二十二 厚生労働省又は言語聴覚士法(平成九年法律第一百三十二号)第十二条第一項に規定する指定登録機関	五十七の二十三 厚生労働省又は言語聴覚士法第三十六条第一項に規定する指定試験機関

する指定登録機関	五十七の三十九	五十七の四十	五十七の四十一	五十七の四十二
美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生労働省又は美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第五条の三第一項に規定する指定登録機関	厚生労働省又は美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第五条の三第一項に規定する指定登録機関	厚生労働省又は美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第五条の三第一項に規定する指定登録機関	美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
美容師法による同法第七条第一項の美容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二の十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付、同項第二号イの感染救済給付、同法附則第十八条第一項第一号の給付金若しくは同項第二号の追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号の委託を受けて行う事業若しくは同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二の十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付、同項第二号イの感染救済給付、同法附則第十八条第一項第一号の給付金若しくは同項第二号の追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号の委託を受けて行う事業若しくは同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認、同法第二十三条の二の十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九の二厚生労働省	五十九の二厚生労働省	五十九の二厚生労働省	五十九の二厚生労働省	五十九の二厚生労働省
政法人医薬品医療機器総合機構	五十九の二独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九の二厚生労働省	五十九の二厚生労働省	五十九の二厚生労働省
又は同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	又は同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	又は同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	又は同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	又は同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十一の九 厚生労働省又は社 会福祉士及び介 護福祉士法第三 十五条第一項に 規定する指定登 録機関	七十一の十 厚生労働省又は社 会福祉士及び介 護福祉士法第四 十一条第一項に 規定する指定試 験機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十条第一項の介護福祉士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十一 厚生労働省又は 社会福祉士及び 介護福祉士法第 四十三条第一項 に規定する指定 登録機関	七十一の十二 厚生労働省	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護福祉士の登録に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十三 厚生労働省	七十一の十四 厚生労働省	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）によ る同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省 令で定めるもの
七十一の十五 厚生労働省又は 精神保健福祉士 法第三十五条第 一項に規定する 指定登録機関	七十一の十六 文部科学省及び 厚生労働省又は 公認心理師法 (平成二十七年 法律第六十八)	精神保健福祉士法による同法第二十八条の精神保健福祉士の登録に関する事務 であつて総務省令で定めるもの

号)	第十一条第一項に規定する指定期試験機関
七十一の十七 文部科学省、厚生労働省又は公認心理師法第三十六条第一項に規定する指定登録機関	公認心理師法による同法第二十八条の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十八 介護保険法第六十九条の二第一項に規定する指定試験実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十九 介護保険法第六十九条の二十七第一項に規定する指定研修実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二の一 全国健康保險協会 七十二の二 全国労働省及び日本年金機構 七十二の三 厚生労働省 七十二の四 厚生労働省及び日本年金機構 七十三 全国健康保險協会	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）による同法第五条第二項又は第一百二十条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>健康保険法による同法第五十二条若しくは第百二十七条の保険給付の支給、同法第一百五十条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施又は同法第一百八十三条の保険料等の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>健康保険法（昭和十四年法律第七十三号）による同法第四条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>船員保険法による同法第六十四条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>船員保険法による同法第二十九条の保険給付の支給、同法第一百十一条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施、同法第一百三十七条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
七十三の二 会保険診療報酬支払基金 七十三の二 会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金（昭和二十三年法律第百二十九号）による同法第十五条第一項第六号に掲げる業務として行う健康保険法第二百五条の四第一項第二号、船員保険法第百五十三条の十第一項第二号、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項第二号、国家公務員共済組合法第百十四条の二第一項第二号、国民健康保険法第百十三条の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法第

七十三の三 国民健康保険組合	七十三の四 国民健康保険団体連合会	七十三の五 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体	七十三の六 厚生労働省及び日本年金機構	七十四 厚生労働省及び日本年金機構	七十五 厚生労働省及び日本年金機構	七十六 厚生労働省及び日本年金機構
百四十四条の三十三第一項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律第六百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第二百五十三条の十第一項第二号の情報の収集若しくは整理、船員保険法による同法第二百五十三条の四第一項第二号の情報の収集若しくは整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第一項第一号の情報の収集若しくは整理、地方公務員等共済組合法による同法第四十四条の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理又は高齢者の医療の確保に関する法律による同法第六百六十五条の二第一項第一号の情報の収集若しくは整理、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)による同法第二十二条第三項第二号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第百五十九号)附則第七条第一項第一号から第六号まで若しくは第三項第一号、第二号若しくは第四号から第七号までに掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第六項の規定による同法附則第五条第一項の規定により改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第百五十九号)附則第七条第一項第一号から第六号まで若しくは第三項第一号、第二号若しくは第四号から第七号までに掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第六項の規定による同法附則第五条第一項の規定により改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の二 確定給付企業年金連合会	七十七の三 確定給付企業年金連合会	七十七の四 確定給付企業年金連合会	七十七の五 合会	七十七の六 民年金基金連合会	七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構	七十七の八 厚生労働省及び日本年金機構
国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による同法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出、同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存又は同法第七十三条において適用する同法第二章第五節の年金である給付若しく是一時金若しくは同法附則第三条第二項の脱退一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十七の五 合会	七十七の六 民年金基金連合会	七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会

七十七の七 生労働省及び日 本機構	七十七の八 炭鉱業年金基金	七十七の九 生労働省及び日 本機構、地方公 務員共済組合連 合会、全国市町村 職員共済組合連 合会及び地方公 務員共済組合連 合会、国家公務 員共済組合及び 国家公務員共済 組合連合会又は 日本私立学校振 興・共済事業団	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）による同法第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十 生労働省及び日 本機構	七十七の十一 厚生労働省及び 日本年金機構	七十七の十二 厚生労働省及び 日本年金機構	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十三 厚生労働省及び 日本年金機構、 地方公務員共済 組合及び全国市 町村職員共済組 合連合会、国家 公務員共済組合 連合会又は日本 私立学校振興・ 共済事業団	七十七の十四 厚生労働省又は 全国社会保険労 務士会連合会	七十七の十五 社会保険労務士 法（昭和四十三年 法律第八十九号） による同法第十條 第一項の 社会保険労務士試 験又は同法第十三 条の三第一項の紛 争解決手続代理業 務試験の実施に關 する事務であつて総 務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百四号）による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十六 厚生労働省	七十七の十七 厚生年金保険 法（昭和四十年 法律第二百二号） による同法第二 条第一項の老齢年 金生活者支援給付 金、同法第十條第一 項の補足的老齢年 金生活者支援給付 金、同法第十五條第 一項の障害年金生 活者支援給付金又 は同法第二十条第 一項の遺族年金生 活者支援給付金の支 給に関する事務であ つて総務省令で定 めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百一一号）による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）による同法第二条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十八 厚生年金保険 法（昭和四十年 法律第二百二号） による同法第二 条第一項の老齢年 金生活者支援給付 金、同法第十條第一 項の補足的老齢年 金生活者支援給付 金、同法第十五條第 一項の障害年金生 活者支援給付金又 は同法第二十条第 一項の遺族年金生 活者支援給付金の支 給に関する事務であ つて総務省令で定 めるもの	七十七の十九 厚生年金保険 法（昭和四十年 法律第二百二号） による同法第二 条第一項の老齢年 金生活者支援給付 金、同法第十條第一 項の補足的老齢年 金生活者支援給付 金、同法第十五條第 一項の障害年金生 活者支援給付金又 は同法第二十条第 一項の遺族年金生 活者支援給付金の支 給に関する事務であ つて総務省令で定 めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に關する法律（平成二十一年法律第三十七号）による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に關する法律（平成二十一年法律第三十七号）による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの

七十七の十五 全国社会保険労務士会連合会	同法第十四条の十一の三第一項の付記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十六 厚生労働省及び 日本年金機構	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第六条第一項の永住帰国情費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の一時帰国情費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による同法第五条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の一 厚生労働省	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の二 厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の三 厚生労働省	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）による同法第九条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の四 厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第二百号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の五 厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第二百九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の六 厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 農林水産省又は経済産業省	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による同法第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十 農林水産省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第一百三十二条第一項若しくは第一百四十五条第一項の認可、同法第一百六十七条の許可、同法第一百七十七条の届出、同法第一百九十条の届出、同法第二百条第一項の登録、同条第七项の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十四条の二第一項の登録、同法第二百四十五条若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八十一 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林漁業組合	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金基金の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十三 農林水産省	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は同法附則第五十七条第一項の特例業務負担金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十四 経済産業省	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所	計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二条第一項（同法第三百三十三条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十六 経済産業省	アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十七 経済産業省又は環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八 経済産業省	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による同法第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十九 経済産業省	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）による同法第二十一条第一項、第四十条第三項、第四十一条第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可、同法第五十一条の三第一項の届出、同法第五十九条第一項の登録、同法第七十七条第一項に規定する指定試験機関
九十九 國土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十五 国土交 通省	船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十六 国土交 通省又は小型船 舶検査機 構	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七 国土交 通省	五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七の二 国土交 通省	船員法(昭和二十二年法律第二百号)による同法第八十二条の二第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第一百十八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八 国土交 通省	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百四十九号)による同法第七条第一項(同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八の二 国土 土交通省又は航 空法第百三十二 条の五十六第二 項に規定する指 定試験機 関	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第一百三十二条の四第一項の登録、同法第三十二条の六第一項の登録の更新、同法第一百三十二条の人第一項の届出又は同法第一百三十二条の十一第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十九 気象庁	二項において準用する場合を含む。)の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十九の二 環 境省	気象業務法(昭和二十七年法律第二百六十五号)による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十 独立行 政法人環境再生 保全機構	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)による同法第九条の八第一項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九条の九第一項若しくは第六項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九条の十第一項の認定、同条第六項(同法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十一 原子 力規制委員会	放射性同位元素等の規制に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百二十一の二 防衛省	防衛省の職員の給与等に関する法律による同法第二十二条第一項の給付若しくは支給(同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給)同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
百二十二 国家 公務員法(昭和 二十二年法律第 一百二十号)第四 十八条に規定す る試験機 関	百二十三 人事 院若しくは国家 公務員災害補償 法(昭和二十六 年法律第二百九 一号)第三条第一 項に規定する 一項に規定する 実施機 関又は防 衛省	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二(第三 十条の十、第三 十条の四十四の三 関係)	事務	福 祉 事 業 の 実 施 に 關 す る 事 務
一の三 灾害 救助法(昭和 二十二年法律 第一百十八号) 第二条の二第 二项に規定す る救助实施市 (別表第四の 一の三の项に おいて「救助	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答、同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二の二 市町	二の二 市町	二 選舉管理 委員会	一の十 市町	一の九 市町	一の八 指定 都市の長	一の七 市町	一の六 市町	一の五 市町	一の四 災害 発生市 町村等 の長	一の四 災害 救助法第 一条に規定 する事務 の項におい て「災害發 生市町村等 といふ。」の 長	一の四 災害 救助法第 十一條第一 項若しくは第 二項の救助又 は同法第十二 條の扶助金 の支給に關す る事務のうち、 同法第十三條第 一項の規定により災 害發生市町村等 の長が行うこととされたもの に關する事務であつて總務省令で定めるもの	実施市 う。)の長	
村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長
二の二 市町	二の二 市町	二 選舉管理 委員会	一の十 市町	一の九 市町	一の八 指定 都市の長	一の七 市町	一の六 市町	一の五 市町	一の四 災害 発生市 町村等 の長	一の四 災害 救助法第 一条に規定 する事務 の項におい て「災害發 生市町村等 といふ。」の 長	一の四 災害 救助法第 十一條第一 項若しくは第 二項の救助又 は同法第十二 條の扶助金 の支給に關す る事務のうち、 同法第十三條第 一項の規定により災 害發生市町村等 の長が行うこととされたもの に關する事務であつて總務省令で定めるもの	灾害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に關する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害發生市町村等の長が行うこととされたものに關する事務であつて總務省令で定めるもの	
地方税法その他の方 方税及び森林環 境税と税に關す る法律(平成三十 一年法律第三号) による地方税 若しくは森林環 境税の賦課徵收 又は地方税若しく は森林環境税に關 する調査(犯 則事件の調査を含 む。)に關する事務 であつて總務省令で 定めるもの	公職選舉法によ る同法第九條第三 項の規定により都 道府県の議會の議員 及び長の選舉権を有 する者が從前住 所を有していた現に 選舉人名簿に登録さ れている市町村に おいて當該都道府 県の議會の議員又は 長の選舉の投票をす る場合に同法第四 十四条第三項の規定 により提示すること とされている文書の 交付に關する事務 であつて總務省令で 定めるもの	選舉権を有する者 に當該都道府県の 議會の議員又は長の 選舉の同法第四十四 条、第四十八条の二若 しくは第四十九条又は 特定患者等の郵便等 を用いて行う投票方 法の特例に關する法 律(令和三年法律第八 十二号)第三条第一項 の規定による投票 を行わせることに關 する事務であつて總務 省令で定めるもの	被災者生活再建支援 法による同法第三条 第一項の被災者生活 再建支援金の支給に 關する事務のうち、同 法第四条第二項の規 定により市町村長が 行うこととされたもの に關する事務であつ て總務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等 に關する法律(昭和 四十八年法律第八十二 号)による同法第三 条第一項の災害弔慰 金若しくは同法第八 条第一項の災害障害見 舞金の支給又は同法 第十条第一項の災害援 護資金の貸付けに關 	子ども・子育て支援 法(平成二十四年法律 第六十五号)による同 法第十二条の子ども のための教育・保育給 付若しくは同法第三十 条の二の子育てのため の施設等利用給付の支 給又は同法第五十九 条の地域子ども・子 育て支援事業の実施に 關する事務であつて總 務省令で定めるもの	特定非営利活動促進 法(平成十年法律第七 号)による同法第十 条第一項の認証に關 する事務であつて總務 省令で定めるもの	同法第二十三条第二 項の届出又は同法第三 十四条第三項の認証に 關する事務であつて總 務省令で定めるもの	公的給付の支給等の 迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の 登録等に關する法律 による同法第十条の特 定公的給付の支給を実 施するための基礎とする 情報の管理に關する事 務であつて總務省令で定 めるもの	公職選舉法による同 法第九條第三項の規 定により都道府県の 議會の議員及び長の 選舉権を有する者が從 前住所を有していた現に 選舉人名簿に登録さ れている市町村に おいて當該都道府 県の議會の議員の選 舉権を有する者に當 該都道府県の議會の 議員及び長の選舉の 同法第四十四条、第四 十八条の二若しくは第 四十九条又は特定患 者等の郵便等を用いて 行う投票方法の特例に 關する法律(令和三 年法律第八十二号)第三 条第一項の規定による投 票を行わせることに關 する事務であつて總務 省令で定めるもの	公職選舉法による同 法第九條第三項の規 定により都道府県の 議會の議員及び長の 選舉権を有する者に當 該都道府県の議會の 議員及び長の選舉の 同法第四十四条、第四 十八条の二若しくは第 四十九条又は特定患 者等の郵便等を用いて 行う投票方法の特例に 關する法律(令和三 年法律第八十二号)第三 条第一項の規定による投 票を行わせることに關 する事務であつて總務 省令で定めるもの	災害救助法による同 法第二条第一項若しくは 第二項の救助又は同法 第十二条の扶助金の支 給に關する事務のうち、 同法第十三条第一項の規 定により災害發生市 町村等の長が行うことと されたものに關する事 務であつて總務省令で定 めるもの		

三の二 委員会	教育	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 市町村長	保健	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による同法第一十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二 保健所を設置する市又は特別区の長	保健	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五条第一項若しくは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 村長	五の二 市町	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号）による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二项（これららの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四 市町	五の二 市町	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四 市町	五の三 国家战略特別区域	水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四 市町	五の二 市町	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四 市町	五の二 市町	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十二条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十二条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十二条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同条第五項若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第六項若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の五 市長 （特別区の区長を含む。以下同じ。）又は社会福祉法に規定する福利に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村	長	五の六 指定 都市若しくは中核市（地方）自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）又は児童福祉法第五十九条の第四項に規定する児童相談所（以下「児童相談所設置市」という。）の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の八 市長 五の九 市長 五の十 市長 五の十一 市長	五の八 市町 五の九 市町 五の十 市町 五の十一 市町	五の七 市長 又は福祉事務所を管理する 執行機関 町村長	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第一百三十八号）による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の八 市長 五の九 市長 五の十 市長 五の十一 市長	五の八 市町 五の九 市町 五の十 市町 五の十一 市町	五の八 市長 五の九 市長 五の十 市長 五の十一 市長	児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の八 市長 五の九 市長 五の十 市長 五の十一 市長	五の八 市町 五の九 市町 五の十 市町 五の十一 市町	五の八 市長 五の九 市長 五の十 市長 五の十一 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の二十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長	五の二十二 市町村長	五の二十三 市町村長	五の二十四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	五の二十五 市町村長	五の二十六 市町村長	五の二十七 市町村長	五の二十八 市町村長	五の二十九 市長又は福祉事務所を管理する町村長
市長又は福祉事務所を管理する町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市長又は福祉事務所を管理する町村長
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十六年法律第三十四条)による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による同法第十条の四若しくは第五十二条の措置又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四条第一項の保険料の徴収又は同法第一百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十七号。以下この項、別表第三の七の十六の四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。)による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百六号。以下この項、別表第三の七の十六の四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。)附則第一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国促進とされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国促進

六の二 市町村長	六の三 保健所を設置する市又は特別区の長	七 市町村長	七の一 市町村長	八 市町村長	八の二 市町村長	八の三 市町村長	九 指定都市又は中核市の長	九の二 市町長	九の三 市町長	十 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一条）第四条	十一 廃棄物（特別区を含む）の長
所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法による同法第三十八条第一項の災害等防止措置の勧告、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同法第二項、第三項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に關する事務であつて総務省令で定めるもの	住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に關する事務であつて総務省令で定めるもの	国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）による同法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に關する事務であつて総務省令で定めるもの	公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に關する事務であつて総務省令で定めるもの	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に關する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に關する事務であつて総務省令で定めるもの	高齢者の居住の安定確保に關する法律（平成十三年法律第二十六号）による同法第五条第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に關する事務であつて総務省令で定めるもの	空家等対策の推進に關する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）による同法第九条第一項の調査に關する事務であつて総務省令で定めるもの	公害健康被害の補償等に關する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又是同法第四条第一項若しくは第二項の認定に關する事務であつて総務省令で定めるもの	廃棄物の処理及び清掃に關する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第四項の認定、同法第九条の五第一項（同法第五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九条の届出、同法第十四条第一項の許可、同法第二项の更新、同法第六項の許可、同法第七項の更新、同法第十四条の二第一項	所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法による同法第三十八条第一項の災害等防止措置の勧告、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同法第二項、第三項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に關する事務であつて総務省令で定めるもの

政令で定める
市の長

の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第二項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に關する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市長が行うこととされたものの実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係）

機関	提供を受ける通知事務										
	都道府県及び附票	通知都道府県	府県以外の都道府県	府県の都道府県	その他の都道府県	府県知事	都道府県	都道府県の都道府県	府県の都道府県	都道府県の都道府県	府県の都道府県
三の二 知事その他執行	新規インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に關する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第一条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に關する事務であつて総務省令で定めるもの	特定金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に關する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に關する事務であつて総務省令で定めるもの	新規インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に關する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第一条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの

四 都道府県知事	四の二 都道府県	四の三 都道府県	四の三 都道府県	四の三 都道府県	四の三 都道府県	四の三 都道府県	四の二 都道府県
恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十二条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十二条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	死体解剖保存法による同法第一条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	死体解剖保存法による同法第一条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
予防接種法による同法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施又は同法第十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	予防接種法による同法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施又は同法第十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支				

七の三 国家戦略 特別区域 法第十二 条の五第二 六項に規 定する国 家戦略特 別区域限 定保育士 試験を実 施する都 道府県知 事	一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の四 都道府県 知事	同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の五 都道府県 知事	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の六 都道府県 知事その 他の執行 機関	児童手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの 児童扶養手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の七 都道府県 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の八 都道府県 知事	母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の九 都道府県 知事	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十 都道府県 知事	身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の十一 都道府 県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定、同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十二 都道府 県知事	同法第十一一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十三 都道府 県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十四 都道府 県知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十五 都道府 県知事	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは介護支援専門員の登録、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八十八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十六 都道府 県知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十七 都道府 県知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第一百五十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十五年改正法によることとされた平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十八 都道府 県知事	改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十九 都道府 県知事	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の二十 都道府 県知事	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により同法第十五条第一項の規定又は同法第五十一条の規定に基づく政令により同法第十七条第一項の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により同法第十七条第一項の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により

二十三の 府県知事	二十三の 都道	住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改 良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四の 都道府県	二十四の 都道府県	特定優良賃貸住宅の供給の促進による同法第十八条第二項の賃貸住宅 の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五の 都道府県	二十五の 都道府県	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項 の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定める もの
二十六の 都道府県	二十六の 都道府県	建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
二十七の 都道府県	二十八の 都道府県	建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登 録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二 の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第三項の 登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
二十九の 都道府県	三十の 都道府県	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は 同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定める もの
三十の 都道府県	三十の 都道府県	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項 の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条 の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五 条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十 五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しく は第七項の認定、同法第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更 新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条 第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の 許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の 五一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法 第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用 する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条 の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省 令で定めるもの
三十一条の 都道府県	三十一条の 都道府県	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
別表第四 (第三十一条の十二、第三十一条の四十四の五関係)	二十九の 福島県知事	提供を受け る通知都道 府県及び附 票通知都道 府県以外の 都道府県の 区域内の市 町村の市町

三の二 保健所を設置する市又は特別区の長	四 広島市 又は長崎市の長	四の二 市 町村長	四の二 市 町村長	四の二 市 町村長	四の三 国 家戦略特別 区域法第十 二条の五第 十二項に規 定する試 実施指 定市 市の長	四の四 市 町村長	四の四 市 町村長	四の五 市 長又は福祉事務所を管理する町村	四の六 指 定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市長
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十二条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十二条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十二条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同条第五項若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第六項若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二			

四の七 市長又は福祉事務所を管 理する町村	四の八 市町村長その他の執行機 関	四の九 市	四の十 市	四の十一 指定都市又は中核市の 市町村長	四の十二 市町村長	四の十三 市長又は福祉事務所を管 理する町長	四の十四 市長（福 祉事務所を 管理する 町長を除く ）	四の十五 市町村長
児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えで適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第十三条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十二条第一項、第六十条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十二条第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二十六 指定都市又は中核市の長	二　身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十七 指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十八 市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十九 市町村長 (指定都市の長を除く)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十 市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十一 市長又は 福祉事務所 を管理する 町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十二 市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十三 市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十四 指定都市 若しくは中 核市又は兒 童相談所設 置市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十五 市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二十六 市町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第一百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十七 市町村長	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十八 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四条第一項の保険料の徴収又は同法第一百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十九 市長又は 福祉事務所 を管理する 町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十 町村長(福 祉事務所を 管理する町 村長を除く)	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十一 市町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十二 市町村長	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十一条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十三 市町村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十四 市町村長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

八 市又は中核 市の長	八の二 町村長	八の二 市	八の二 市
十 廃棄物 の処理及び 政令で定め る市（特別 区を含む。） の長	九 公害健 康被害の補 償等に関す る法律第四 条第三項の 政令で定め る市（特別 区を含む。） の長	九 公害健 康被害の補 償等に關す る法律第八 条第一項若しくは第九条第一 項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十 五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第 十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法 第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若 しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二 項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許 可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条的 四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同 法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三 項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第 三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の 認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市 長が行うこととされたものの実施であつて総務省令で定めるもの	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同法第二 項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定め るもの 空き家等対策の推進に関する特別措置法による同法第九条第一項の調査に関する事 務であつて総務省令で定めるもの 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又 は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定め るもの

四 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の三 死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の五 予防接種法による同法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施又は同法第二十八条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項へこれらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項へこれらは第一項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の七 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、条例の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の八 感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第二項へこれらは第一項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第二項へこれらは規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項へこれらは第一項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたもの

七の三 栄養士法による同法第一条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第四条第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七 水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第一項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号への児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾患医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の四 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の二 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十二条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の六 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九の八 知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは同項ただし書の援専門員の登録、同法第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八十八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十年改正法附則第二条第三項第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の五 戰傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十条第一項の規定又は同法第五十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の六 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の七 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の八 戰傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の九 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の十一 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の十二 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第一百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 火薬類取締法による同法第三十二条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第十条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 净化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十二条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二五の二 住宅宿泊事業法による同法第二条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>二十六、通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二十七、不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二十八、公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二十九、高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>三十、建築基準法による同法第七十七条の六十三第三項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>三十一、建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>三十二、公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>三十三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六项の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六项の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第二項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>三十四、福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>行機関 の都道府県の執 提供を受ける都 道府県知事以外 の都道府県の執 事務</p>
--	---

			一 都道府県知事以外の執行機関
二 教育委員会	三 教育委員会	四 教育委員会	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
			特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
			学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 教育委員会			教育職員免許法による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一條第一項から第三項までの取上げ、同法第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同法第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 都道府県知事以外の執行			高等学校等就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
			児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの